

第98回全日本学生スキー選手権大会大鰐町実行委員会会則（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この会は、第98回全日本学生スキー選手権大会大鰐町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 実行委員会の事務所は、旧大鰐第二小学校（大鰐町大字三ツ目内字大堰口3番地2）内に置く。

（目 的）

第3条 実行委員会は、第98回全日本学生スキー選手権大会（以下「インカレ」という。）の円滑な運営を期するため、必要な準備等を行うことを目的とする。

（事 業）

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） インカレの開催、運営に必要な企画及び準備に関すること。
- （2） 関係競技団体及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- （3） 資金等の調達及び運用に関すること。
- （4） 予算及び決算に関すること。
- （5） その他目的を達するために必要な事項に関すること。

第2章 組 織

（構 成）

第5条 実行委員会は、行政機関、関係機関、団体の代表者等のうちから町長が委嘱した委員をもって組織する。

（役 員）

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

- （1） 会 長 1 名
- （2） 副 会 長 若干名
- （3） 常任委員 若干名
- （4） 監 事 2 名

（役員を選出）

第7条 本会の会長は、大鰐町長をもってあてる。

- 2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長が委嘱する。

(役員等の職務)

第8条 会長は、実行委員会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第13条第3項に定める事項を審議する。

4 監事は、会計を監査する。

(委員の任期)

第9条 委員及び役員の任期は、実行委員会の目的が達成されたときまでとする。

ただし、委員就任の期間中に団体等の役職を離れたときは、後任者が残任期間を務めるものとする。

(顧問及び参与)

第10条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱し、会務に関する諮問に応ずる。

第3章 会 議

(会議の種類)

第11条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総 会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長にあたる。

3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) インカレの開催基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 常任委員会への委任事項及び専決事項に関すること。

(5) その他インカレ開催に関する事項。

4 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

なお、総会に出席できない委員は代理人によって議決権を行使するか、委任状を提出することにより議事の可否を議長に委任することができる。

5 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

6 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、会長、副会長、常任委員をもって構成する。

2 常任委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長にあたる。

3 常任委員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会を招集するいとまがなく、且つ、緊急を要する事項に関すること。

(3) その他、会長が必要と認める事項に関すること。

4 会長は、前項の規定により常任委員会が決定した事項について、決定後の直近に開催される総会において報告しなければならない。

5 前条第4項の規定は、常任委員会の議事について準用する。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を開催するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについて、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、専決処分後の直近に開催される総会又は常任委員会において報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、大鰐町教育委員会内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて事務局の事務を掌理する。

4 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経理)

第16条 実行委員会の経費は、補助金、寄附金その他の収入をもってあてる。

(旅費)

第17条 実行委員会に関する旅費は、原則として大鰐町職員等の旅費に関する条例及び大鰐町職員等の旅費に関する条例の施行規則並びに関係規程を準用する。ただし、大会期間の競技役員旅費日当は、特別な契約または定めがない限り1日3,000円を支給するものとする。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第19条 実行委員会はその目的が達成されたときは、解散するものとする。

第7章 補 則

(補 則)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 第18条の規定にかかわらず、発足当初の会計年度は、この会則施行の日から令和 年 月 日までとする。